

会派からのご意見及び本特別委員会の対応（案）

No.	該当箇所	提出 会派	意見の概要	本特別委員会の対応（案）
1	前文など	自由民主党	- このたび知事から提出された三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の改正案において、お茶を含めた農業の生産力の強化について明記されることとなったことから、前文の最終段落において「お茶の振興に関する法律と相まって」の部分に、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」を加えてはどうか。 - その上で、逐条解説において、「茶業振興や伊勢茶の生産振興については、お茶の振興に関する法律及び三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づいて推進していくもの」との趣旨を明らかにしてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、資料5 逐条解説の「前文」（5 ページ）において、「お茶の振興に関する法律と相まって」の解説を設けるとともに、「5 伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画」（18 ページ）において、お茶の振興に関する法律第3条に規定する振興計画その他の計画との調和又は整合を図る旨を明記しました。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
2	2 定義	自由民主党	- 伊賀地域においては、伊賀地域で生産されるお茶は「伊勢茶」ではなく、「伊賀のお茶」と認識されており市民から親しまれている。 - このことを踏まえ、本条例における「伊勢茶」には「伊賀のお茶」など旧伊勢国の地域以外で作られたお茶も含まれていることを例として逐条解説において記載(紹介)してはどうか。	いただいたご意見のとおり、この条例素案における「伊勢茶」は、三重県で生産された茶葉を用いたお茶が対象となります。また、県内のお茶には様々なブランドがあることも踏まえ、「いかなる名称であるかを問わない」こととしているため、「伊賀のお茶」ブランドも当然にこの条例素案における「伊勢茶」の対象に含まれます。
3	6（4）伊勢茶に親しむ日	自由民主党	伊勢茶の産地の一つである四日市市水沢町では、4月下旬（おおむね29日）頃に新茶祭や初取引が開催されているため、この新茶祭等が含まれるよう、4月下旬を含むような日程にしてほしい。	いただいたご意見を参考に、伊勢茶に親しむ日の期間を検討してまいりたいと考えております。